

広報ひゅうが

人 口

(7月1日現在)

男	24,802人	28人増
女	27,888人	8人減
計	52,690人	20人増
世帯数	15,273	5増



(財光寺小で)

——今月の納付——

●固定資産税 第2期

昭和50年

7 月 号

正しい自転車の

乗り方を

自転車は、手軽に楽しく走らせることのできる便利な乗り物です。

しかし、それは正しく使わなければ危険な乗り物になります。

市内では昨年、自転車乗りの交通事故が二十六件発生し、二十七名が負傷しています。

とくに通学時における交差点での出会いがしらの衝突と、右折時の事故が多いようです。

からだに合った自転車で、交通のきまりやマナーをよく理解し、家族ぐるみで正しい自転車の乗り方を。

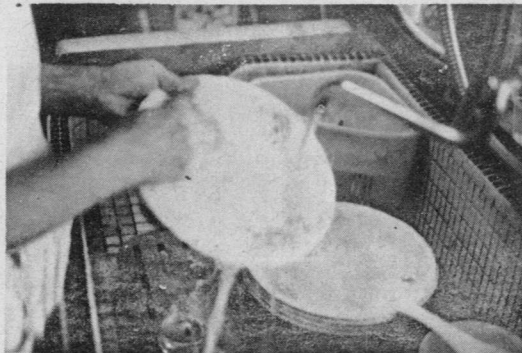
昭和50年7月21日発行

(No. 242)

発行所 日向市役所

編集 総務課秘書広報係

○……………とじて保存しましょう……………○



水道料金が 改正されます

—9月分から—

1ヶ月分の新料金と現行料金の比較（一般用）

使用量	10m ³ まで	15m ³	20m ³	25m ³	30m ³	35m ³	40m ³
新料金	450円	675円	900円	1150円	1400円	1650円	1900円
現行料金	340円	500円	660円	820円	980円	1140円	1300円
差額	110円	175円	240円	330円	420円	510円	600円

水道は、市民のみなさんが健康で文化的な生活を営むうえで、最も重要な施設のひとつであることはご存知のことですが、市では、いつでもきれいな水を豊富に、できるだけ安くみなさんの家庭へおくりつけてきました。

でも最近では、給水人口も増えてきたために、水道施設の拡張工事をしなければ、多くの家庭に安心して飲める水をおくり続けることができません。

市ではこの十一年間、建設資材や電力料金などの異常な値上りがあっても何とかみなさんに安い料金で給水してきましたが、このま

までは、より多くの家庭に広く給水することが不可能となります。そこで、六月議会でも十一年ぶりに水道料金を改正することの承認を受け、九月から新料金で各家庭に給水することになりました。

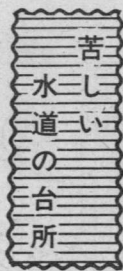
水道事業は、地方公共団体が経営する企業ですが、水道の拡張工事などの設備投資に必要な費用は国や金融機関からの借金でまかっています。

しかし、この借金の元金には利息をつけて長期間返済することになります。その資金源は市民のみなさんからいただく水道料金にあるわけです。

ところで、昭和五十年年度から昭和五十三年までの四ヶ年間の水道経費は約一億三千三百万円が見込まれますが、これにあてる収入は現在の収入からみると約九億五千八百万円しかなく、差引き四億五千万円の赤字となります。

水道料金は、民間企業と違って公共性が強く要求されますので、できるだけ市民負担を軽くする経営努力が必要とされ、ここに水道事業のむづかしさがあるわけです。

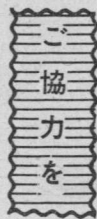
特に日向市の場合、毎年増えつづける水の需要に対応するため、計画的に拡張工事を行っています。



苦しい水道の台所

（新料金表）

料 金 区 分 用 途	基本料金 (1ヶ月につき)		超 過 料 金	
	水量	料金	使用 水量	1 m^3 につき
一 般 用	10 m^3	450円	11 m^3 以上 20 m^3 以下	45円
			21 m^3 以上 40 m^3 以下	50円
			41 m^3 以上 100 m^3 以下	60円
			101 m^3 以上	70円
船 舶 用	1 m^3 につき150円 (ただし時間外給水は200円)			
工事その他 臨 時 用	1 m^3 につき100円			
私 設 化 栓	1 m^3 につき100円			



が、このように赤字が多くなると計画を中止せざるを得なくなり、水道利用者全体に断水することなく給水することが不可能になるのです。

水道は、みなさんの財産ですから、合理的に運営するため、次のことに協力ください。

- ・水もれをみついたら、早目に水道課（電話②二二二、内線六二四）へお知らせください。
- ・各家庭に設置されている水道メーターは、料金を計算する大切な計器です。メーターボックスの上には、物を置かないようにしましょう。

- ・増築、改築などで、メーターボックスが床下などの見にくいところになるような場合には、検針しやすい位置に設置するようにしてください。
- ・出入口やメーターボックスの近くには、犬をつながないようお願いいたします。
- ・メーターの検針は、二ヶ月ごとに行いますが、集金は毎月集金予定日にお伺いします。水道料金は、集金予定日にお支払いいただくようお願いいたします。もし集金予定日に留守でしたら、お隣りに預けていただくなどのご協力を。共働きなどでいつも留守される家庭は、便利な銀行口座振替制度をご利用ください。
- ・引越される際には、電話で結構ですから、水道課までお知らせください。



印鑑証明の手続きが 便利になります

印鑑は私たちの社会生活のなかで重要な働きをするものです。しかし印鑑証明事務は、各市町村により取り扱いが異なり、手続き上面倒なうえ、いろいろな問題が生じていたが、このほど全国の市町村で統一の運用ができる

ようになり、市ではそれに合わせていち早く改正を行いました。つまり、今回の改正に伴い九月一日から、印鑑登録証を係の方へ差し出せば証明書が交付されます。したがって、実印も、代理委任状もいりません。

※印鑑登録証とは、印鑑の登録をうけている本人であることを証明するもので、市民課の窓口係で印鑑登録と同時に交付されます。なお、既に印鑑登録をしている人の場合は昭和五十一年八月末日までに切替え手続きをすませ登録証の交付を受けるようになっていきます

助産費が今の倍額に なりました

国民健康保険の給付制度のうち助産費について、他の組合健康保険の給付額との格差を是正するた

印鑑 証明条例を改正 国保助産費などを増額

昭和五十年第三回（定例）市議会は六月九日から六月二十三日までの十五日間にあたり開会されました。この議会では、人事案件（先月号で既報）をはじめ、日向市印鑑登録証明条例の改正、日向市国民健康保険条例の改正など、補正予算を含む九議案が可決されました。

おもな議決事項は次のとおりです。

め、現在の支給額二万円を一挙にその倍額四万円に引きあげられました。これは七月一日以降に出生された方から支給されます。

消防団員等の公務災害補償費などが引き上げられました

一般会計で 九千五百三十二万円 の補正予算がきまる

今回補正された一般会計は、国や県の補助事業の追加分のほか、緊急性のあるものを主とした必要最少限度のもので、その内訳は人件費四千七百二十九万七千円、物件費四百一十二万九千円、扶助費六万九千円、補助費等八百七十七万一千円、普通建設事業費二千五百八十七万二千円、災害復旧事業費

新しい農業委員決まる 無投票で

任期満了に伴う日向市農業委員の選挙は七月十五日に予定されていましたが、第一選挙区及び第二選挙区とも定数以上の立候補のため、無投票で次の新任がたが新しい農業委員に選任されました

（順不同、敬称略）

- ▽第一選挙区（旧富高地区）定数十一名
山本金治（堀一方）、長友静雄（松原）、上田喜助（亀崎）、和久田雄（梶木）、黒木一義（往還）、河野敏夫（本谷）、井上忠一（切島山一）、佐藤好美（中村）、黒木此農夫（永田）
- ▽第二選挙区（美々津、岩脇地区）定数六名
甲斐他人（金ヶ浜）、黒木静弥（別府）、橋口貴之（宮の下）
- 松葉岩治（鶏毛）、黒木輝雄（根）

人権擁護委員が 決まりました

人権擁護委員に、次の五人のかがこのほど発令されました。これは、国民に保障されている基本的人権を守り、また、それを守るような思想をひろめるために全国の市町村におかれる委員で、市町村長の推せんによって法務大臣が委嘱するものです。

（敬称略）

- ▽江川 正人（財光寺）
- ▽黒木 倉吉（細島）
- ▽小西美代子（北町）
- ▽萩原 光治（美々津）
- ▽安藤 泰（平岩）

一千三百三十九万四千円、その他十五万五千円です。

この結果昭和五十一年度の予算総額は四十三億五千二百三十三万七千円となりました。

秋留、志田稔（幸陽）

なお、市議会から学識経験者として推せんされた委員及び農協団体から代表として推せんされた委員は次のとおりです。

▽市議会推せん委員
小西今朝夫（比良）、奈須利刀（奥野）、甲斐敦（笹野東）、黒木正男（曙）、橋口勝一（高松）

▽農協推せん委員
鈴木幸男（庄手）

▽農業共済推せん委員
山本孫春（新財市）

以上二十四名のかたが、今後三年間にわたって、農家のみなさんのお世話をさせていただきます

夏休みと子どもの生活

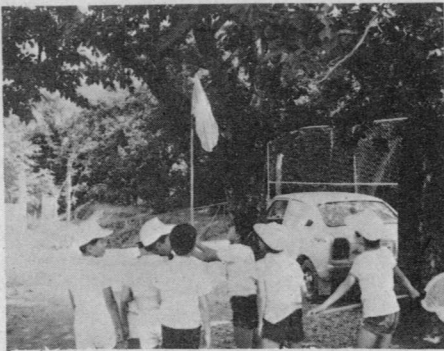
今月の二十一日から、学校は夏休みにはいりました。四十日もの長い間、学校を離れて家庭での生活が続きますが、ともすると生活が不規則になり、交通事故や水による事故・非行などがおこりがちです。

そこで家庭では、お子さんが規則正しい毎日を過ごすように気を配るとともに、お互いが充分に気をつけて、こどもの印象に残るような楽しい夏休みをすごしましょう。

◆夏休みを有意義なものに

各家庭では、子どもが自主的に規則正しい生活を送るために、生活設計の立案などにも協力し、よい指導をお願いします。

◎夏休みは学力補充のよい機会です。不得意な教科に重点を



おいて学習させましょう。

◎子どもの自主性を育てるために、自分で考えさせ、計画・実行・責任をとらせる生活経験をさせることが必要です。

◎夏休みの生活をより充実するために、お母さんも一緒に頑張って検討を加えていただき、毎日の生活を日記帳などに記録させましょう。

◎余暇利用として、家庭の仕事を与えたり、良い本やテレビ番組を選択して視聴させましょう。

◆非行や事故をなくすために

季節的な解放感から気分がゆるみ非行や事故に結びつき、特に水難事故が多くなるので防止対策を推進しましょう。

◎子どもの交通事故のほとんどは、親がちよっと目を離した

毎月十五日は防犯の日



あなたはどちら？

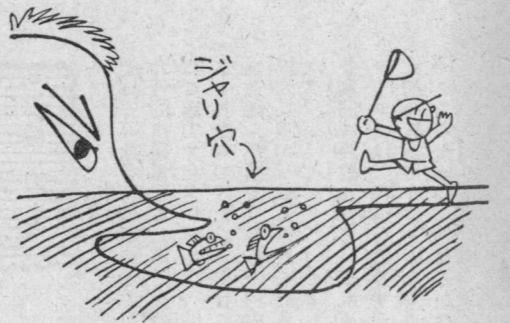
スキに起こっていますので注意しましょう。

◎子どもに自分の行動や居場所を明らかにするしつけをいつも遊んでいる場所を確認するようにしましょう。

◎路上での遊びは非常に危険です。路上では遊ばせないようにしましょう。

◎夕涼み、レクリエーションなど、ともすると非行のきっかけになる機会がたくさんありますので、家庭での指導が大切です。

◎友だち関係や一人での外出、夜間外出、金銭の取扱いなどには特に注意しましょう。



泳がない。

◎急に飛びこまないで、必ず準備運動をする。

◎ムリな泳ぎをしないよう指導する。

◎ため池などの危険な所には、子どもがはいらないようにサクを作る。

次のことをよく守り、安全に遊ばしましょう。

◎大人と一緒に遊びましょう。

◎風の強い時は、花火遊びをしないようにしましょう。

◎注意書をよく読んで必ず守りましょう。

◎たくさんの花火に一度に火をつけられないようにしましょう。

◎必ず水を用意し、使い終わった花火は完全に消しましょう。

◎火のついた花火を振り回したり、人のいる方向に向けたりしないようにしましょう。

◎ロケット花火や打ち上げ花火などは、必ず地上に立てて、途中で火が消えたと思っても絶対に筒先をのぞかないようにしましょう。

◎摩擦や衝撃によって発火し、やけど・けがをすることもあるのでロケットに入れないようにしましょう。

◆子どもの水死事故を防ぐために

ことしも子どもたちにとって楽しい水の季節がやってきました。毎年この時期になると、水泳や釣りなどに出かけ、何人かの悲しい水の犠牲者があります。

いたましい子どもの水の事故を防止するためには、施設の管理者や保護者はもちろん、おとなたちみんなが、よく注意してあげなければなりません。

次のことには、とくに注意しましょう。

◎監視人のいない川や池などでは遊ばせない。

◎水泳禁止区域や流れの急な川などではぜったい泳がない。

◎水泳にはひとりで行かず、必ず泳ぎのよくできる人か、家族などが同伴する。

◎からだの調子が悪いときには

戦没者の遺族・戦傷病者 旧軍人等の皆さん

—8月28日は移動相談日です—

戦没者遺族の皆さん

1、旧軍人、軍属または準軍属（動員学徒、徴用工等）としての勤務に関連して死亡（家に帰って死亡した場合も含む）された方の遺族には公務扶助料、遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金及び戦没者等の妻に対する特別給付金、戦没者の父母等に対する特別給付金等の支給制度があります。

2、昭和十二年七月七日以後の戦没者の遺族で、昭和五十年四月一日現在公務扶助料や遺族年金

戦傷病者の皆さん

遺族給与金等を受けられる遺族がいない場合には、その遺族（戦没者の妻、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等の先順位者）に昭和五十年十月から特別弔慰金（二十万円の国庫債券）が支給されることになりました。なおこれは三万円の特別弔慰金を受けている方にも支給されます。

旧軍人、軍属（判任文官以上で雇員、工員、傭人等は含まない）の皆さん

1、旧軍人として引続き三年以上七年未満の在職年数があって、加算年を加えても普通恩給年限に達しない方には、昭和五十年八月からすべて一時恩給が支給されることになりました。ただし既に一時恩給を受けた方には支給されません。

2、戦傷病者の妻にも特別給付金の支給制度があります。

未帰還者の家族の皆さん

1、終戦後、外地からまだ帰還していない方については内地の家族から届出をすることになっています。

2、終戦前から中国に居住している日本婦人で墓参等のために終戦後はじめて一時帰国される方は、往復の旅費の支給がうけられます。

◎とき 八月二十八日 午前九時三十分



研修する「にんじんクラブ」

「にんじんクラブ」が

労働大臣賞受賞

—勤労青少年グループ—

日向市勤労青少年ホームは、市内で働く満二十五歳未満の皆さんの憩いの場、学習の場として、昭和四十七年四月に建設されたもので、三年目に労働大臣賞受賞というすばらしいグループをうみました。

「にんじんクラブ」六ヶ月の教養講座を終えたあと、市内東草場の橋本千里さんを中心に十八人で引き続き昭和四十八年四月から料理

事務局が移転しました

日向入郷地域視聴覚ライブラリー

これまで市役所四階で仕事をしていた日向入郷地域視聴覚ライブラリーの事務局は、利用される市民の方々とファイルや機器類の搬出に不便の声もありましたので検討してまいりました。

その結果一般市民の利用度を考慮し、少しでも不便さを解消するため、六月二十日から次の場所に移転しましたので、ご利用ください。

移転先
日向市本町十番五号
日向市勤労青少年ホーム二階（市立図書館内）

おしらせ



児童手当の受給手続は

おすみでしょうか

児童手当は、十八歳未満の子どもが三人以上いて、三番目の子どもが義務教育終了前（中学校を卒業していない子ども）であれば、その保護者に支給されます。

現在の支給月額額は四千円ですが今年の十月から月額五千円になります。

これに該当されるかたは、市福祉事務所所定の手続きをしてくださいます。

また、現在受給中のかたで六月に現況届をまだすまされていなかったには、六月分からの児童手当の支給ができませんので必ず届け出ましょう。

なお、転出、出生などの異動が生じた場合にも届け出るようにしてください。

利用しましょう

巡回無料相談を

日本弁護士連合会と宮崎県弁護士会では、みなさんが明るく楽しい毎日をすごせるようにという主旨のもとに、このたび無料で法律相談に応じることにしました。交通事故をはじめ、相続、遺産

の分割、離婚、土地・建物の貸借関係、その他身近な諸問題について困っておられる方は、この際に遠慮なくご利用ください。

▲相談日 八月十九日（火曜日）

午前十時から午後三時

場所 日向市勤労青少年ホーム二階（市役所南側）

相談弁護士

殿所 哲氏

飯田 万吉氏

なお、くわしいことは、市生活課へ遠慮なくおたずねください。

特別土地保有税の

申告納付は早めに

昭和五十年年度の特別土地保有税（取得分）の申告納付は八月三十一日と定められています。

▼特別土地保有税とは

昭和五十年七月一日前一年以内の土地の取得において基準面積が五千平方尺（約五反歩）以上を取得されたかたが申告納付することになっている税金です。

くわしいことは、税務課へおたずねください。

ことばの教室案内

富高小学校に、ことばの教室が開設されて三年目を迎えました。この教室では、日向市内の児童、生徒を主として、ことばに障害をもった子どもたちの治療教育を行っています。

しかし、言語障害は、幼児期のことばの成長と共に、表われてく

ることから、幼児期に早期発見をして、適切な処置をとることが必要です。したがって、幼児については、一般を含めて教育相談の形でを行っています。

言語障害とは別に知能にも身体にも異常はないが、ことばのしゃべり方に異常をきたしているもので発育の異常、ことばのおくれ、どもり、口蓋裂、難聴、脳性マヒのほか話そうとしない子供などがあります。こういったことばの問題でお悩みの方は、遠慮なく富高小学校「ことばの教室」を利用ください。（詳しくは富高小学校ことばの教室係電話③二〇四七若しくは学校教育課②二一一内線四三四へおたずねください。）

身体障害者（児）の

巡回相談について

県身体障害者更生相談所では、関係機関と協力して身体障害者（児）の巡回相談を行っています。

これは、身体障害者（児）に対し、医学的、心理学的及び職能的判定などを行い、あわせてその更生に必要な総合的相談や指導に応じ、援護の万全を期することを目的としているもので、『筋萎縮症の検診』、『特別児童扶養手当の認定診断』、『在宅心身障害児療育指導』を実施いたします。

日向市においても九月五日に巡回相談が行われますので、この機会にぜひ受診してください。

くわしいことについては、市福祉事務所係（電話②二一一内線五六三）におたずねください

児童扶養手当と

医療費助成について

児童扶養手当は、離婚、死亡、遺棄などの理由で、義務教育終了前の児童を監護養育している母、祖父母、兄弟等に支給されます。

ただし、受給者が老齢福祉年金または障害福祉年金以外の公的年金（母子年金、遺族年金など）を受けている場合や、児童が公的年金を受けている場合は、手当は支給されません。

また市では、乳幼児と重度心身障害者（児）に対して医療費を助成しています。

乳幼児の医療助成金は、入院の場合に四歳未満まで月二千元以上を支払ったときに、また入院外の場合は三歳未満まで月五百円以上を支払ったときに、あとでお支払いします。

また重度心身障害者（児）の医療助成金は、身体障害者手帳一級二級もしくは精神の障害で、障害（福祉）年金を受けている方に支払われ、五十年四月から支払った医療費については、あとで全額を助成します。

なお、どちらも健康保険に加入していないと支払うことができませんので早めに福祉事務所または各支所に備えつけの申請用紙で手続きをすませるようお願いいたします

水利地益税の申告は

八月三十一日までに

昭和五十年年度の水利地益税の課税において、農家のみなさんの耕作面積が食糧需給調整等によって異動が生じているものと思われるので、昭和四十九年度の耕作面積に異動が生じている各納税義務者のかたは、八月三十一日までに税務課へ申告をしてください。

休日在宅医

〓 八月中 〓

▽八月三日

・二木医院（電話②四四六八）

・吉森医院（電話②四〇四六）

・協和病院（電話②二八〇六）

▽八月十日

・橋口医院（電話②二六〇〇）

・永田医院（電話②三三八八）

・田中医院（電話②二五一五）

▽八月十七日

・渡辺病院（電話①一〇一一）

・鯉島（整）医院（電話②八一九一）

▽八月二十四日

・高木医院（電話②四三一一）

・黒木医院（電話②六〇五五）

▽八月三十一日

・白石病院（電話門川③一三六五）

・山中医院（電話②二二六六）

・此元医院（電話②四四八八）

・松岡医院（電話②五四〇七）

・沼田医院（電話②三七八五）

・三ヶ尻医院（電話②五五五七）